

静岡県告示第311号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年4月25日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月25日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士富士宮 由比線	富士宮市小泉字飛石 2391番の1から	前	9.5~14.9	69.1
		富士宮市小泉字飛石 2392番の1まで	後	12.0~16.6	69.1